

高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県農産物輸出促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、海外での日本食ブーム、在留邦人の増加及びアジア諸国を中心とする高所得者層の増加の状況を踏まえ、海外市場への本県産の農産物及び農産物加工品の輸出を促進するため、市町村又は生産者組織等（以下「事業実施主体」という。）が行う海外での市場開拓、販路拡大等の事業に要する経費について、市町村等及び生産者組織（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の事業実施主体、補助事業者、補助金の交付対象となる事業内容、節区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1-1及び別表第1-2に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体は、当該事業に積極的に取り組む熱意があり、補助事業の実施により海外での市場開拓及び販路拡大に結びつくと思込まれる農産物及び農産物加工品（以下「農産物等」という。）について、補助事業の実施に必要な出荷量を確保することができる生産及び出荷体制が整備されているものに限る。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認め

るときを除く。

(補助条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、事業実施主体と補助事業者とが異なる場合においては、補助事業者は、事業実施主体に対し、補助金の交付に際し、同様の条件を付するものとする。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、第4条第1項の交付申請時に別記第2号様式による申立書を提出すること。
- (8) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。なお、第4条第1項の交付申請時に別記第3号様式による誓約書兼同意書を提出すること。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額若しくは20パーセントを超える減額が生ずる場合又は補助金額の増減がない場合であっても、輸出対象地域の変更等重要な変更をしようとするときは、別記第4号様式による変更申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あ

らかじめ、別記第5号様式による中止（廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書に該当した事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（概算払の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第13条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助金の交付の内容若しくは条件若しくは法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。